

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	児童福祉法による里親関係事務、障害児入所給付費・医療費の支給関係事務、負担能力の認定及び費用の徴収等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、児童福祉法による里親関係事務、障害児入所給付費・医療費の支給関係事務、負担能力の認定及び費用の徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和5年7月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童福祉法による里親関係事務、障害児入所給付費・医療費の支給関係事務、負担能力の認定及び費用の徴収等に関する事務
②事務の概要	<p>奈良市は児童相談所を設置することにより、児童福祉法に基づき児童相談所設置市が行う次に掲げる事務を行うこととなる。</p> <p>①児童福祉法第6条の4第1号の養育里親若しくは同条第2号の養子縁組里親の登録、同条第3号の里親の認定若しくは同法第24条の3第1項の障害児入所給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給に関する事務 ③児童福祉法による医療受給者証又は入所受給者証に関する事務 ④児童福祉法第24条の4第1項の入所給付決定の取消しに関する事務 ⑤児童福祉法第33条の6第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ⑥児童福祉法第34条の19の養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の作成に関する事務 ⑦児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する事務 ⑧児童福祉法第57条の4第3項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑨児童福祉法施行規則第25条の7第7項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	児童相談システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

児童相談所関係情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 别表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 實施する 2) 實施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の 10の項、14の項、16の項、56の2の項、57の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第11条、第12条、第30条、第31条、第55条、第59条の2の2 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の8の項、14の項、15の項、16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第11条、第11条の2、第12条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	奈良市役所 子ども未来部 子育て相談課
②所属長の役職名	子育て相談課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	奈良市役所 総務部 総務課 〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南1丁目1-1 Tel:0742-34-4721
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良市役所 子ども未来部 子育て相談課 〒630-8031 奈良市柏木町263番地の2 Tel:0742-34-4804

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査
		[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

变更箇所